慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	金ブロックの崩壊を中心とする若干の貨幣問題
Sub Title	
Author	金原, 賢之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.11 (1936. 11) ,p.1643(51)- 1659(67)
JaLC DOI	10.14991/001.19361101-0051
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361101-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

都市社會學の立場から見れば、道德的批判、改良主義的判斷を別にして、一定の地域内に於ける巨大なる、日常生活集團としての都市社會は、之れこそ、中心的對象に外ならぬ。一個の共同生活體としての此の日常生活集團は、實際に於いて、都市を限定する調査的對象となつてゐる。都市社會學者は、此の特殊な生活態樣に於いて日常生活を營む範圍を求めて、都市地域としてゐる。吾々が大都市生活圈の探求に於いてとつた方法も亦、此の指針によつたのである（拙稿「大都市生活圈の調査」參照）。

都市社會は斯くの如きものとして、特定の生活態樣を持つた共同生活體であり、其の社會的構成は複合性構成となつてゐる。それ故に、自由、流動、變化等の現象が顯著となり、從つて又制度化組織化の過程が著しく發達してゐる。ソロキン・ジンマアマンが數項に擧げた、都市對農村の社會的特色は恐らく社會的複合性構成の一事實に其の根本を有するのでは無からうか。併し、如何にして、複合性構成であるか、何故都市社會は異質的構成なのかに就いては、都市發生の源由に遡らねばならぬ。唯、それは本稿の目的では無いが故に茲では論及してゐない。唯、都市社會學の對象とする都市社會の構成に就いて所見を論述したに過ぎぬ。

（昭和十一年十月二十二日）

附　記

本稿は、文中にも一言しておいた樣に、骨組を示したに止まつて肉附けがしてない。此の仕事は更に後に讓り度い。それ故、例證、引用等は殆ど全部これを避けた、目的とする所は、都市社會の性質を明かに、之れによつて諸般の都市生活現象の理解を高めるに在り。なほ推敲すべき點が多々あると信ずる、此の意味では未定稿に過ぎない、諸賢の御教示をまつ所以である。

金ブロックの崩壞を中心とする若干の貨幣問題

金原賢之助

一、佛蘭西の金本位離脱

一九三三年倫敦に開催された世界經濟會議決裂の結果、佛蘭西、白耳義、和蘭、瑞西、伊太利並にポーランドの間に金ブロック（Gold Block）が結成されるや、その存續の如何は、世界貨幣制度の動向を左右するモメントとして、世界の注目を惹くに至つた。而して既にその事の豫想された通り、金ブロックの維持は頗る困難な問題であつて、經濟上・政治上・社會上の問題ある毎に危惧の念を以て迎へられ、又その度毎に金ブロックの危機は深刻を加へつゝあつた。而して、其の一環たる白耳義は既に一九三五年三月の危機に際して金本位離脱・平價切下を餘儀なくせられ、以てブロックから脱落したが、伊太利は一九三四年五月から嚴重な爲替管理を施行した、又ポーランドも一九三六年四月に爲替管理を施行して、孰れも其の實を喪失するに至つた。

然るに佛蘭西、和蘭及び瑞西の三國は、殘存金ブロックとして、幾度かの危機にも金本位を死守して來たのであるが、本年第二・四半期には從來經驗しなかつた最も深刻な通貨不安に襲はれた。それにも拘らず、殘存金ブロック國は多額の金を犧牲にし、且つ若干の爲替取引の制限を實行して之を切拔け、夏季には金の流出が終熄したのみな

らず、却つて若干の還流をさへ示し、金融の緊張情勢も去つたかに見えた。

併し金ブロックの危機は、決してそれで終らなかつた。第三・四半期の經過せぬうちに、佛蘭西の金本位離脱・金ブロックの總崩壞と云ふ、最後の危局が到來して了つた。即ち白耳義の顚落後一ケ年半、金ブロックの結成後三年三ケ月にして、金本位の最後の牙城が陷落するに至つたのである。

一體金ブロック崩壞の原因には、既に吾々の度々論じたやうに、直接的要因と基本的要因（註一）との二つがある。而して直接的要因は、資本の流出及びそれに隨伴する金の流出であつて、之を防遏するに中央銀行の割引政策を以て傳統的手段とするのである。言ふまでもなく、資本及び金が流出する際には割引歩合を引上げ、その危機の消失と共に之を引下げるのであるが、金ブロックが如何に屢々資本及び金の流出に脅されたかは、ブロック所屬國中央銀行の行つた割引歩合の變更によつて、之を立證することが出來る。即ち次表の示す通り、佛蘭西銀行の割引歩合の變更度數は、世界大戰前の二十年間に十五回（年平均〇・七五回）であり、戰後二十年間には十九回（年平均〇・

金ブロック中央銀行の割引歩合變更數

	世界大戰前二十年間（1894—1914）	世界大戰後二十年間（1915—1934）	1936年3月末に終る一年間	1936年4月—10月15日
佛蘭西	15	19	14	8
瑞西	36		17	5
白耳義	90	38	—	1

備考　1935年1—3月には變更なかりしもの

九五回）であつた。換言すれば、孰れの期間に於いても、年一回平均に滿たぬものであつたが、一九三五年四月—三六年三月の一年間には十四回の多きに上り、更に三六年四月以降の七ケ月半には八回を示した。（三六年一月—十月十五日間の通計では十一回である。）

註一　基本的原因は、言ふまでもなく經濟不況の進展であるが、玆では、この點に關する記述を省略する。

國際金融關係から比較的懸隔してゐる瑞西は僅少の變更度數を示したに過ぎなかつたが、和蘭は佛蘭西と同樣に頻繁を示し、戰前二十年間の年平均が一・八回、戰後二十年間のそれが一・二回であつたに對して、三六年三月に終る一年間には十七回、それに續く七ケ月半には五回に上つた。

而して佛蘭西金本位を破綻に導いた資本及び金の流出は、何を契機としたものであるかと云ふに、それはブルム內閣の政策と西班牙の內亂とである。即ち六月五日に成立したブルム內閣は周知の通り所謂人民戰線內閣であつて、選擧戰に公約した勞働者の生活水準の引上げを實現せんとすれば、勢ひインフレーションの擧に出でなければならず、又七月十七日に突發した西班牙の內亂は、最初は爲替に影響する所殆んどなかつたのであるが、內亂の進展と共に人民戰線とファッショ戰線との國際對立が表面化するや、佛蘭西もその渦中に捲込まれる形勢となり、殊にそれが爲に軍備擴張を行はねばならぬとすれば、この點からもインフレーションは不可避と認められるに至つた。斯かる懸念の結果、佛蘭西の資本は續々倫敦及び紐育に逃避し、その結果、金の流出は巨額に上つたのである。

今佛蘭西銀行の金保有高をみると、一九三五年中に百五十九億フランの減少（一九％減）であつたが、本年は一月から九月二十五日までに既に百六十一億フランの喪失（二四％の減少）を來たし、その保有高は一九三〇年末現在高を下廻るに至つた。而して九月二十五日に於ける同行紙幣の流通高は八百三十七億フランであつたから、發券高

佛蘭西銀行金保有高

各年末月	単位億法
1930	535
1931	686
1932	830
1933	770
1934	821
1935・3	710
6	710
9	719
12	662
1936・1	652
2	657
3	655
4	619
5	570
6	539
7	549
8	545
9	501

備考　1936年9月は25日現在

に對する金準備率は猶ほ五四％を維持してゐたが、佛蘭西銀行の發券規定に依れば、同行の發券高及び要求拂預金の合計額に對して常置さるべき最低金準備率は三五％であるから、それに一〇―二〇％のマーヂンを置くとすれば、自由に流出せしめ得べき金を餘す處、既に多からぬものと認められた。殊に戰爭に際して金の必要なることを考慮すれば、一層然りであつた。そこでブルム内閣は、英米兩國とフラン貨維持に就き協定の成立するや、金本位離脱を決行するに至つたものと認められる。

今佛蘭西の採つた通貨措置を概記すると、九月二十五日の夜半に至り、英米兩國の支持の下に平價切下を斷行する旨を決定、次の如く發表した。

一、フラン貨の純分を改訂し、一フランをば純分千分の九百位の金四九ミリグラム乃至四三ミリグラムの間に定む。

一、百億フランの爲替安定資金を設定し、外貨に對するフラン貨の安定を期す。

一、流通中の金フラン貨を回收するの權限を廿八日議會に要求する。

即ち從來のフラン貨の純分は千分の九百位の金六五・五ミリグラムであつたから、結局二五・一九％乃至三四・三五％の間に於いて平價切下が行はれることゝなつたのであるが、それと同時に、（一）金又は外貨拂の債務一切に就きモラトリアムを實施するの法案を二十八日議會に提出すること、（一）株式並に各種商品取引所は追つて通告するまで休場すること、並に（一）佛蘭西銀行は直ちに金兌換を停止すること、の諸項を發表して、金本位の停止斷行の旨を明かにした。併しそれ等の決定事項に關する法案の成立するまでの過渡的手段として、二十八日に佛蘭西銀行の金賣却單位をば、從來の二十一萬五千フランから一躍五十億フランに引上げることに決定して、實質的に金輸出を禁止したが、更に平價切下法案の議會通過に先立つて起ることあるべき金の流出を防止するために、正式に金輸出禁止令を決定、二十九日に發表した。（註二）而して平價切下法案は二十七日に下院財政委員會に提出されたが、上下兩院の間に若干意見の杆格あり、十月一日に至つて漸くその成立をみるに至つた。（註三）斯くして佛蘭西銀行は、新通貨法によつて附與された權限に基いて、その保有金準備の再評價を行つたが、再評價の基準は千分の九百位の金四九ミリグラムを以て暫定的に一フランとなした結果、佛蘭西銀行の再評價益は百七十億フランに上り、その中百億フランは爲替平衡資金として別勘定に移し、名目的には七十億フランの金準備增加となつた。（註四）

註二　金輸出禁止令の内容は次の如くである。

一、金塊又は金貨の輸出、再輸出、通過輸送、積換へは、佛蘭西銀行の認證ある場合の外、當分一切禁止する。

一、本令は即時實施す。

註三　佛蘭西下院は、九月廿七日新通貨法の審議を開始し、卅日政府原案全文二十五ヶ條を可決して上院に廻附したが、上院は同案を審議の結果、切下げに伴ふ各種補償條項につき留保を付して可決、下院に廻附した。よつて下院は十月一日この修正案を審議可決したが、しかし上院は各修正條項につき再審議の上、切下げによる利得に對する稅率に付き一部修正

を加へ再び下院に廻附した。但し下院はこの修正條項を排し三五五對二二九票で原案を固持するに決定した。かくて上院は一日深更結局下院の原案を一五五對八七票を以て可決、通貨法案はこゝに漸く成立した。

通貨法並に附屬法律の全貌は次の通りである。

通貨法

第一章　通貨處理

一、佛蘭西政府はフランの金含有量六五・五ミリグラムを規定する一九二八年六月二十八日のフラン安定法を停止する。爾後一フランの金純分を品位千分の九百に於いて四三ミリグラム乃至四九ミリグラムの間に決定する。

一、新フランの爲替率は大藏省並に佛蘭西銀行の合議によつて決定する。

一、新フラン貨の安定を圖るため佛蘭西銀行に總額百億フランの爲替平衡資金を設定する。

一、佛蘭西銀行に對し金並に外貨賣買の權限を賦與する。

一、金塊、金貨その他金の輸出入並に取引は佛蘭西銀行の特別許可ある場合の外一切禁止する。

一、九月二十五日佛蘭西銀行に對し賦與した金準備再評價の權限を批准する植民地各銀行に對しても、同樣の權限を賦與する。

一、本法案施行前に締結された對外支拂契約に對しては本章の規定は適用しない。

第二章　金回收益と投機取締

一、五〇グラム以上の金を所有する者は總て稅務署に對し所有額を申告すること。右申告を行はぬ場合には所有金全部を沒收する。

一、政府に對し退藏金を總て强制的に回收する權限を賦與する。銀行、輸出商並に營業用として金を保有する貴金屬商に對しては例外的に强制回收を免除する。

一、九月二十日以後廿六日までに至る外國通貨による一切の取引は、本法施行後三週間以內に申告すること。右申告を懈怠する場合には取引金額の三倍の罰金を課徵する。

一、九月廿一日以後廿六日までの實物取引に基く利得に對して五割の特別稅を賦課する。但し公債並に年金の實物取引に對しては賦課しない。

更にフラン貨切下げに基く補償條項は通貨法から分離され、別個の法律として成立した。その要旨並に其の他關係法令は次の如くである。

一、政府は全階級代表者の組織する國家經濟評議會の決定に基き、平價切下に伴ふ生活費昂騰抑制の手段を講ずるの權限を有する。右以上に强力なる物價統制權賦與は國務會議の決定による。

一、平價切下の結果生活費昂騰の場合、生ずることあるべき總ゆる社會的紛爭を解決するため、政府は强制調停機關を設置する。

一、出征軍人恩給一割三分減額に關する一九三五年七月十六日の緊急令を廢止する。但し一般年金の再調整案は次期議會に於いて審議する。

稅率變更法

一、政府に對し、砂糖稅、コーヒー稅、茶稅、石油稅等、生活必需食料品輸入稅を減額する權限を附與する。

公共團體負債處理法

一、土地銀行に對し、總額三十億フランを融資し、公共團體の抵當物を處理せしむる。

註四　佛蘭西銀行の平價切下直前の週報と、十月二日に發表された新フラン貨に基く最初のそれとを比較すると次の如くで

ある。

（單位百萬法）	九月廿五日現在	十月二日現在
金準備	五〇、一一一	五七、三五九
發券高	八三、七五〇	八六、〇二七
金準備率	五四・四二％	六〇・五四％

二、佛蘭西金本位離脱の影響

金ブロックの首班は明かに佛蘭西であるから、その金本位からの顚落は當然金ブロックそのものゝ解體を招來すべきことが、既に想定されてゐたのであるが、果してフラン貨の平價切下はその波紋を直ちに擴大するに至つた。

即ち金ブロックの重要構成國たる和蘭に於いては、政府は九月廿五日には、現在の通貨政策を變更する必要はない、蓋し和蘭も平價切下を行へば、他の國も追隨せざるを得ない立場に在り、世界經濟は大混亂に陷るからであると聲明したが、瑞西も佛蘭西に追隨することに決定した旨の報導があるや、二十六日夜半に金輸出を禁止し、廿八日に首相ヘンドリク・コリーン Hendrik Colijn はラディオ演說に於いて、和蘭は一時金本位を停止すること、三億グルデンの通貨安定資金を設置することを聲明した。但し和蘭はグルデン貨の價値を一定せず、自然的經過の裡に其の水準を見出さしむると云ふのである。

グルデン貨に連繫せる蘭領印度は、直ちに本國に倣ひ（九月廿七日）、金輸出を禁止した。

瑞西政府は、佛蘭西の平價切下決定に直ちに追隨し、特別議會を九月廿八日に招集して平價切下法案を上程することゝなし、且つ同日切下法令を實施した。即ち瑞西國立銀行券に對して强制通用力を附與すること、同行は同行銀行券に對して金又は金塊を以て兌換するの義務を負はぬこと、又同行はフラン貨の價値をば純金一九〇乃至二一五ミリグラムの價格に維持することを要すること、（註一）即ち平均三〇％の平價切下に相當せしむることを、要旨とするものであつた。これに關聯して瑞西政府は、金の輸出には何等の制限を設けないけれども、物價騰貴抑制令を實施した。

註一　從來の瑞西フランは、千分の九百位の金三二二・五八ミリグラム即ち純金二九〇・三二ミリグラムであつたから、この切下は、二五・九四％乃至三四・五五％に當る。

ラトヴィアは、九月廿八日平價切下に決定し、其ラートをば英吉利ポンドの〇・〇三九六四八七（英貨一ポンドは二五ラート二二サンチームに當る）となした。（廿九日實施）

佛領印度支那は、本國が金本位停止をなしたのであるから、當然同樣の擧に出で、十月三日を以て、貨幣單位ピアストルに對する金純分の規定の適用を停止し、印度支那銀行券は佛蘭西フランに兌換することゝなした。

既に爲替管理を施行した伊太利も亦、佛蘭西平價切下に關する措置を研究した結果、十月切下に決し、新リラ貨の金純分量をば、從來の七九・一九一ミリグラムから四六・七七ミリグラムへ、即ち約四〇・九％低下せしめた。（その結果リラ貨は英貨一ポンドに付九二リラ、米貨一ドルに付一九リラに當ることゝなつた。）それと同時に、財產及び株式配當に對する課稅、輸入制當制の變更、一般物價の騰貴抑制を施行した。

チェッコスロヴァキアは、既にアメリカの切下に追隨したのであつた（一九三四年二月十七日、一六2/3％の切下）が、再び佛蘭西、瑞西、和蘭に追隨、十月五日に再切下を決定した。即ちクローネの價値を金純分三一・二一ミ

リグラム乃至三三・二一ミリグラムの間に置くと云ふのである。（註二）

註二　從來のクローネの金純分は三七・一五ミリグラムであつたから、今回の切下は一三・三%乃至一六%に相當するわけである。

以上は、佛蘭西の金本位離脱並にそれに隨伴した波紋の概要であるが、それ等各國の採つた手段の中には、少くとも三種の型態のあることが注意せられる。

即ち第一は、和蘭の採用した所であつて、金輸出の禁止は斷行しても、其の爲替の基準を何等確定せず、爲替平衡資金の運用によつて其の動搖を阻止しながら、其の落付くべき水準を求めようと云ふ場合である。これは、一九三一年九月に於ける英吉利の先例に倣つたものである。

第二は、佛蘭西、瑞西、チェッコスロヴァキア、伊太利等の採用したもので、平價切下の最高・最低を決定し、其の間に於いて切下を實施すべきも、猶ほ切下餘地を殘さんとするものである。勿論これは、アメリカ及び白耳義の採つた處置に從つたものである。

第三は、一義的に平價切下を確定するものであつて、ラトヴィアは之に依つてゐるが、これは大戰後第一次平價切下の先例に同じものである。

此等三種の型態を通觀するに、概して主要國はその通貨政策に對して自由の餘地を留保してゐるのであつて、それは、世界經濟の前途に猶ほ變動の可能性あること、並に、來るべき國際通貨會議に於いて交渉の餘地を得ることに、目標を置いてゐるものと認められるのである。

諸國の採用した通貨政策に關して、更に注目すべきものがある。それは一般に殆んど注意されない點であるが、各國が平價切下と同時に一般物價の騰貴を抑制せんとする政策を採り入れたことである。佛蘭西、瑞西、和蘭、伊太利等すべてさうである。一體平價切下の景氣的意義は、對外的には貿易上の有利を得るに在り、對內的にはインフレーション的傾向及び物價回復によつて產業を刺戟するに在る。然るにも拘らず各國が物價騰貴抑制策を採用したのは、既に引續く不況によつて生活の益々と困難となつてゐる大衆に對し、平價切下に基く生活費の昂騰に依る壓迫を回避しなければならぬと云ふ事情に出でたものと認められるが、他の一面に於いては、國內物價の急騰を出來る丈阻止することによつて、對外貿易上の利益を猶ほ一層確保せんとする意圖が伏在してゐる、と想定されるのである。而も斯かる手段は物價の自由運動をより制限するものであるから、新平價を通じての各國民經濟の國際的均衡化がそれ丈阻碍されることゝなり、隨つて新平價は必ずしも國際的經濟均衡を通じて維持されるものではなくなる虞れが多分に存するのであつて、この事は爲替協定の運用上重大な關係を有する點として、注意されなければならぬと思ふ。

三、金ブロック崩壞の意義

フラン貨及び金ブロックの崩壞が、世界貨幣制度に對して如何なる意義を有するかを續いて考察しよう。

一體、英吉利が一九三一年九月に金本位離脱を決行して、十數ケ國がそれに追隨するや、それは、金本位制度自體が圓滑な機能を營み得なくなつた結果であるから、金本位制度は最早復興し得ないものである、と云ふ見解が幾多の論者によつて表明せられた。それは決じて管理通貨論者のみに限られなかつたのである。更にアメリカが一九三三年四月に同樣の事態に置かれ、金本位制度は金ブロックに僅かに名殘りを止めるに至つたことは、金ブロックの崩壞必至と相俟つて、右の見解を强めるのに役立つたに過ぎない。加之、其後世界に展開された經濟統制の强化

は、金本位制度の復興をば全く絶望と思はしむるものがあり、グスタフ・カッセルの如きも、『金本位制度の沒落』（"Downfall of the Gold Standard,,）を論ずるに至つた。

さうした見解に對しては、今次の金ブロックの崩壞は、恐らくたゞ金本位制度の永久的沒落を意味するに外ならぬであらう。果して、さう解釋さるべきであらうか？

金本位制度の將來に對する筆者の見解は、既に度々述べたことがある（註一）から、茲には繰返さないが、寧ろ筆者をして言はしむれば、金ブロックの崩壞は金本位制度の永久的消滅と觀るべきではない。固より金本位制度の存否は世界經濟の動向に依存するのであるから、その動向如何によつては、此の制度の一般的再興をみることなくして終るかも知れないのであるが、假りに事實さうなることがあるとしても、現在の事實に於いては右の如く解釋さるべきであつて、世界經濟は未だ金から絶緣する所まで立ち到つて居らぬと考へられる。

註一　殊に拙著『世界經濟の動向と金本位制度』第一篇、第十四章參照。

假りに筆者の觀方が至當であるとして、金ブロックの崩壞は、世界貨制度に對して、何を意味すべきであるか？之を端的に言へば、それは所謂『自由金本位制度』（Free gold standard）の終焉を示してゐると、觀らるべきである。

一體、佛蘭西、瑞西、及び和蘭に殘存した金本位制度は、世界大戰前の型態であつて、『自由金本位制度』と呼ばれるものである。即ち金の自由兌換及び自由處分が保證される。勿論完全に之が自由を許與した國は大戰前に於いても僅少であつたと稱せられるけれども、制度運用の精神はそこに在り又少くとも法律上の障碍は何等存しなかつたのである。而して金の對外流出入を調整する手段は專ら中央銀行の金利政策であつて、金の流出に際しては割引合を引上げ、その流入に際しては之を引下げるのが、傳統的操作なのである。斯かる操作によつて行はれる調整の外は、金の國內及び國外に於ける移動を自由ならしむることを以て、其の建前としたのである。

斯かる制度が、今次の本位貨恐慌を以て終焉に到達したと、觀るべきではないかと思考せられるのである。蓋し、當今の如くに、世界經濟が不況の渦中に在り、あらゆる國が通商制限の擧に出で、又國民主義的經濟政策を施行してゐる狀態に於いては、一旦流出した金の歸來は、猶ほ一層保證されるところがない。又假令景氣が回復し、貿易制限及び國民主義的經濟政策が緩和されたとしても、物價の運動は決して自由ではなく、之を阻碍する要因が益々增大してゐるのである。隨つて、大戰前に主張された如くに、金移動→貨幣流通高の增減→物價の騰落→輸出入の增減→金の逆移動と云ふ一聯の關係は、容易に現はれなくなつてゐるのである。即ち、金移動の有すべき國際的な經濟調整力は弱まつてゐるのであるから、假令金本位制度を維持するとしても、自由なそれを保持することは困難となつて了つてゐるのである。

併しながら、金ブロックの沒落によつて、自由金本位制度は消滅に歸したとは言へ、世界經濟は金を全然離脫し得る段階には未だ到達して居らぬと認められ、又事實が之を示して居るのであるから、斯かる事態に於いて若し金本位制度が樹立されるとすれば、それは別の型態をとらねばならぬ筈である。換言すれば、それは筆者の既に論じたことのあるやうに、管理金本位制度（Managed gold standard）でなければならぬ。蓋しそれが、結局經濟的發展の段階に照應する筈だからである。而してその一型態が、既にアメリカの『一九三四年型金本位』に於いて示現されたのであるが、金ブロックの解體は、要するに、『自由金本位』から『管理金本位』への途を指示するものと、理解され得るのである。

四、通貨協定の成立と管理金本位制度

フラン貨の平價切下に關聯して、世界の視聽を集めたものは、英米佛三國間に成立した通貨協定である。

即ちフラン貨の平價切下發表と同時の九月廿五日夜半、英米佛三國政府は、同文聲明を以て、三國間に通貨安定協定（Currency Stabilization Pact）の成立せる旨を公表した。この協定は、既に三ケ月の間三國政府間に秘密裡に協議されたものであつて、其の趣旨とする所は、「三國政府は相互に協議の結果、平和を保障し且つ國際經濟關係の秩序回復に最善の寄與をなすが如き條件を育成すること、世界に於ける繁榮促進に役立つが如き政策を追求すること、並に、人民の生活水準を改善すること、と云ふ共通の要望を有することをば、一致して確認した」と云ふに在る。而してその目的を達するために、國際爲替に於ける最大可能の安定を維持し、貿易割當及び爲替統制を廢止の目的を以て緩和し、且つフラン切下の結果起ることあるべき國際爲替の混亂を極力回避するよう、利用し得る資力を使用する、と云ふのである。

勿論この協定は、フラン貨切下後の事態を拾收することを期したゞけであつて、それが如何なる方法を以て實現されるか、其の具體的方策には何等關説するところがなかつたのである。然るに其の後二週日にして、英米佛三國間に『金自由交換協定』なるものが成立發表された。（十月十三日から實施）

その要旨は、アメリカ側の發表によると、

一、英米佛三國は、各國の爲替安定資金間に、金を自由に交換する旨の協定を締結した。

一、右協定に基き、アメリカ政府は、アメリカに對して金を賣却する用意ある各國爲替安定資金に對して同樣金を賣渡す用意がある。

一、但し英米佛三國通貨間には確定比率を決定せず、且つ個人には金賣買を許可しない。

一、英英米佛三國政府は、二十四時間の豫告期間を以て、何時にても協定を破棄することが出來る。

と云ふのであつて、英佛兩國政府も、同日（十月十二日）大藏當局に對し、必要に應じてアメリカへ金を賣却するよう訓令したと云ふのである。

この金自由交換協定は、爲替投機を抑制するを以て、其の主要目的とするもので、通貨安定協定から當然產まれ出づべきものであつた。蓋しアメリカの管理金本位制度は、金輸出を許容せぬ相手國に對しては、金輸出を禁止してゐるのであるから、金本位を離脫した英佛兩國に對しては金輸出を許可することが出來ないのである。そこで、爲替安定を實現しようとすれば、どうしても金賣買以外の方法に依らねばならぬのであり、且つその場合には、一方爲替相場の動搖は免れぬ譯であり、他方安定資金に損失を蒙むる虞れがあるのである。それ故に、眞に爲替安定を企圖するならば、關係國間に金の賣買をなし得る方法が必要であつて、その爲に締結されたものが金自由交換協定なのである。

而してこの協定の運用は、各國保有の爲替平衡資金に依るのであり、爲替平衡資金は、英吉利三億七千五百萬ポンド、アメリカ二十億ドル、佛蘭西百億フラン、合計約九億ポンドの巨額を擁してゐるのであるから、この協定の下に於ける爲替平衡資金の運用が、國際爲替の安定に寄與し得べきことは、想像に難くない。併し、各國爲替平衡資金が何處まで協同精神を以て運用されるか、國際政治情勢の惡化がそれに影響することがないか、果して爲替安定が完全に保持されるか、又その安定は舊金本位時代の如き安定であり得るか、此等の諸點に關して、猶ほ多大の疑問がある。

併しそれ等は茲での問題でなく、寧ろこゝでは、右の協定が貨幣制度として如何なる意味を有してゐるかを考察する。モルゲンソウ米藏相は、金協定に關し、それは「通貨安定の第二歩であつて、こゝに新型態の金本位制度が確定されたわけである」と述べてゐる。果して斯く解すべきであらうか？

此點に就きて注意すべきは、三通貨間の比率の問題である。即ち前述の通り、三通貨間に比率を確定しないのであるが、アメリカは金をば、一オンスに付三十五ドルの法定價格に、手數料として其の$\frac{1}{4}$％を加へた價格を以て賣却するのである。換言すれば、アメリカ側では金の賣買價格が一定してゐるのであるが、英佛側に於いては之を一定せず、その時の相場を以てアメリカに對して賣却し、且つその賣却價格を公表しないと言ふのである。その賣却價格を秘密に附するのは、それが爲替平衡資金の運用に屬する當然の結果であるが、若し賣却價格が時々變動するものであるとすれば、果して之を以て金本位制度と稱し得るであらうか？　この場合には、國內通貨の金に對する等價關係が保證されないわけであるから、嚴格な意味に於いては、恐らく金本位制度と稱し得ないと言はねばなるまい。若し又この場合、英佛兩國の賣却價格は秘密協定によつて一定されてゐるが、併し之を公表すれば、平價切下率を確定したのと同一の結果となるから、發表しない儘で置くと云ふのであれば、勿論新型態の國際金本位と呼ぶことが出來る。更に又、金の賣却價格は、必ずしも法律上の決定たるを要しないのであるから、公表の通り一定はされて居らぬとしても、事實上略ぼ一定價格を以て賣却が實行されるならば、この場合も亦金本位制度と稱して差支ないと考へられる。

それ故に、金自由交換協定が公表の通りであつて、英佛の金賣却價格が事實に於いて變動するとすれば、それは凡そ金本位に全く近いものではあるが、嚴密にはそれに數へ難いものと言へる。併しながら、この協定の運用上からみれば、英佛の金賣却價格が非常に變動することは、事實に於いて無いかも知れない。何となれば、若し斯樣に變動することがあるとすれば、それは同程度の爲替相場の變動に反映し、又は反映すべきものであつて、隨つて本來の目標たる爲替の安定が實現されぬことゝなるからである。換言すれば、倫敦市場に示されるが如く、金相場と爲替相場とは相關々係に在るのであるから、金賣却價格の變動は爲替相場の變動を反映した場合か、又は後者の變動を豫示する場合か孰れかなのである。それと同時に、英佛側に於ける金賣却價格が非常に變動すれば、アメリカ側に於ける爲替安定資金の運用が困難になり得ると云ふことも、考へ得られるのである。

果して以上の如くであるとすれば、金自由交換協定は、國際的管理金本位制度の新型態若しくはそれに近接せるものであつて、結局その孰れに屬すべきかは、今後に於ける此の協定の運用如何に懸つて存するものと、言ふべきである。

（一九三六・一〇・二六・稿）